

# 町民税・県民税申告相談

## について

町民税・県民税の申告相談を、令和6年2月14日(水)から3月15日(金)までの期間、茨城町役場で行います。

町民税・県民税の申告は、令和5年中(令和5年1月1日から12月31日までの1年間)に得た所得を申告するものです。

令和6年度の町民税・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料等は、この申告の内容が算定の基礎となります。また、児童扶養手当、就学援助、公営住宅入居等の申請の際に必要な所得証明書や課税証明書等もこの申告の内容に基づいて発行されます。申告する方は、期間内に申告してください。なお、収支内訳書等の用紙が必要な場合には、役場税務課の窓口を用意してありますのでご利用ください。

### 1 申告会場・日時・注意事項等

申告会場	茨城町役場 2階 第2・3会議室
申告期間	令和6年2月14日(水)～3月15日(金) ※土曜日、日曜日、祝日は除きます。ただし、2月25日(日)は実施します。
受付・整理券 配布時間	午前8時～正午、午後1時～午後4時 ※2月28日(水)及び3月13日(水)は午後6時30分まで延長します。 ※正午から午後1時までの間は、受付・整理券配布を休止します。 ※役場玄関は午前8時に開扉します。
相談開始時刻	午前8時40分
注意事項	<p>① <b>待ち時間短縮のため、次のものを集計・作成してから来場してください。集計・作成していない場合には、申告相談を受付できませんのでご注意ください。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告相談受付票(1月11日以降に全戸配布する「町民税・県民税申告受付について」に様式を掲載します。また、町ホームページからもダウンロードできます。)</li> <li>・事業所得(営業・農業)、不動産所得を申告される方⇒収支内訳書または帳簿等</li> <li>・医療費控除を申告される方⇒医療費控除の明細書</li> </ul> <p>② 案内予定時間を記載した整理券を配布します。待合室の席数は最小限にしていますので、整理券に記載された時間までは、車中待機等にご協力ください。</p> <p>③ 他の申告者の相談状況等により、案内時間が前後する場合があります。</p> <p>④ 申告期間中、役場1階税務課窓口での申告相談・受付は行いません。</p>
問合せ先	税務課 住民税グループ ☎ 029-292-1111 (代表)

### 2 町民税・県民税申告が必要な方

令和6年1月1日現在で茨城町にお住まいの方は、町民税・県民税の申告が必要です。

**ただし、次の①から④に該当する方は、町民税・県民税の申告は必要ありません。**

- ① 収入が1か所からの給与収入のみで、年末調整が済みであり、勤務先から茨城町に「給与支払報告書」が提出されている方
- ② 収入が公的年金収入のみで、年間受給額が148万円以下(昭和34年1月2日以降に生まれた方については98万円以下)の方  
※①または②に該当する方でも、医療費控除、寄附金控除、扶養控除、生命(地震)保険料控除等の各種控除を追加または変更するためには申告が必要です。
- ③ 町内に在住している親族の税法上の扶養となっている方(健康保険の扶養とは異なります)
- ④ 所得税の確定申告書を税務署に提出される方

#### 【重要】

収入がない方または非課税収入(遺族年金、遺族恩給、障害年金、失業保険)のみの方でも、税法上どなたの扶養(健康保険の扶養とは異なります)にもなっていない場合には、申告をしないと国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険等の保険料軽減措置を受けることができないほか、給付金の支給対象外となる可能性があります。

また、児童扶養手当、就学援助、公営住宅入居等の手続きをする際に必要となる所得証明書や課税証明書等が発行できません。必ず申告をしてください。

### 3 町の申告会場で受付できない申告（水戸税務署で申告してください）

- ◇土地・建物の売却による譲渡所得（公共事業のためではなく、個人や会社に売却したもの）
- ◇株式などの売却による譲渡所得
- ◇FX（外国為替証拠金取引）や先物取引による所得
- ◇仮想通貨の譲渡による所得
- ◇住宅借入金等特別控除（初回）や住宅関連特別控除（増改築、特定改修、認定住宅新築等）
- ◇外国税額控除
- ◇雑損控除
- ◇青色申告（持参された作成済み決算書等を基に、申告書のみを作成することもできません）
- ◇相続税申告、贈与税申告、消費税申告

※相談内容により、水戸税務署へご案内させていただく場合があります。



### 4 申告相談日程表

町民税・県民税の申告相談は、以下の日程で実施します。地区ごとに指定日を設けていますが、指定日以外の日に来場することも可能です。

指定日	対象者・地区		
14日(水)	給与所得者・公的年金所得者の還付申告		
15日(木)	給与所得者・公的年金所得者の還付申告		
16日(金)	木部・飯沼・上飯沼・下飯沼		
19日(月)	下土師・奥谷・越安		
2月	20日(火)	蕎麦原・駒渡・野曾・南栗崎・南川又	
	21日(水)	矢頭・谷田部	
	22日(木)	長岡・植農・三島	
	25日(日)	<b>平日に来られない方</b>	
	26日(月)	前田・小鶴	
	27日(火)	桜の郷・馬渡・近藤・常井	
	★28日(水)	町内全地区	
	29日(木)	大戸	
	3月	1日(金)	小幡・下座・生井沢・南島田
		4日(月)	秋葉・神谷・下雨ヶ谷・上雨ヶ谷・鳥羽田
5日(火)		小堤・駒場・神宿・海老沢	
6日(水)		城之内・宮ヶ崎・網掛	
7日(木)		上石崎	
8日(金)		中石崎・若宮	
11日(月)		下石崎	
12日(火)		町内全地区	
★13日(水)		町内全地区	
14日(木)		町内全地区	
15日(金)	町内全地区		

申告相談初日と毎週月曜日は混雑する傾向にあります。

時間帯は、毎日8時～10時30分頃が混雑する傾向にあります。



★2月28日(水) および3月13日(水)は、受付・整理券配布を午後6時30分まで延長します。

正午から午後1時までの間は、受付・整理券配布を休止します。

## 5 申告会場に持参するもの

### (1) 本人確認等ができるもの

必要なもの	書類名
<b>申告相談受付票</b>	<b>※事前に記入の上持参してください</b>
マイナンバーがわかるもの (申告者本人分、扶養親族等分)	マイナンバーカード、通知カード マイナンバーが記載された住民票
身元確認ができるもの	マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポート、在留カード等
口座番号がわかるもの	預貯金通帳、キャッシュカード等
利用者識別番号がわかるもの (番号を既に取得している方のみ)	確定申告のお知らせ(税務署から届くもの) 利用者識別番号の通知書(税務署から届くもの)

### (2) 所得の内容がわかるもの(該当するものがある方)

所得の種類	書類名
給与所得	源泉徴収票、支払証明書(令和5年分) ※紛失された場合には、支払者に再発行を依頼してください 働いた日数や日額(月額)等がわかるもの(上記のものがない方)
年金所得	源泉徴収票(令和5年分) ※紛失された場合には、支払者に再発行を依頼してください
営業・農業・不動産所得	<b>収支内訳書(令和5年分:令和5年1月~12月)</b> <b>関係帳簿(収入と経費を科目別に集計したもの)</b> <b>※集計・作成していない場合には、申告相談を受付できません</b> その他領収書、補助金等の交付額がわかる書類
一時所得	満期(解約)保険等の支払証明書(保険会社が発行)
雑所得	個人年金等の支払調書(保険会社が発行) 配分金支払証明書(シルバー人材センターが発行)
譲渡所得 (公共事業で売却した土地・建物のみ)	売買契約書、買取証明書 売却するためにかかった費用の領収書等

### (3) 控除の内容がわかるもの(該当するものがある方)

控除の種類	書類名
社会保険料控除	国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の納付額確認書類 国民年金の控除証明書
生命保険料控除・地震保険料控除	保険料控除証明書(保険会社が発行)
障害者控除	障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書等
医療費控除	<b>医療費控除の明細書</b> <b>※集計・作成していない場合には、申告相談を受付できません</b> 医療費のお知らせ(健康保険組合等が発行) その他領収書、証明書等
寄附金控除	寄附金受領証等 ※ふるさと納税のワンストップ特例を申請した場合でも必ず持参してください
住宅借入金等特別控除 (2回目以降)	住宅借入金等特別控除申告書(税務署が発行) 借入金の年末残高証明書(金融機関が発行)
勤労学生控除	学生証、在学証明書
扶養控除(国外居住者のみ)	親族関係書類(日本語訳された戸籍謄本、出生証明書等) 送金関係書類(クレジットカード利用明細書等) <b>※30歳以上70歳未満の国外居住親族の扶養控除について、今回の申告から適用を受けるための要件が変更になりました。</b> 詳しくは、町税務課までお問い合わせください。

水戸税務署から確定申告のお知らせ

◆e-Tax・スマホ申告が便利です

確定申告には、ご自身のスマホ・パソコンから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用するe-Taxが便利です。

24時間いつでもご自宅から利用できるため、確定申告会場に出向かずに確定申告ができます。また、還付申告をe-Taxで申告した場合、書面での申告と比べて早く還付されます。

ぜひ、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を用いて、ご自宅からe-Tax・スマホ申告をご利用ください。

◀確定申告などに関するお問合せ▶

国税庁ホームページ「確定申告特集」をご利用ください。

確定申告書等作成コーナーはこちらから ⇒



◀e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問合せ▶

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク (☎ 0570-01-5901)

【受付】 月曜日～金曜日 (祝日等及び12月29日～1月3日を除きます)

◎マイナポータル連携でさらに便利

マイナポータル連携により申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得することで、確定申告書の該当項目が自動入力されるため、寄附金受領証明書や医療費通知情報などを1件ずつ入力する手間が不要です。

マイナポータル連携についてははこちらから ⇒



◆所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次の通り開設します

▶期間・申告会場・対象の方

期 間	申告会場	対象の方
2月15日(木) 以前	水戸税務署庁舎	還付申告の方 (※1)
2月16日(金)～ 3月15日(金)まで (※2)	中央ビル4階 (水戸市泉町2-3-2) (※3)	全ての方

※1 贈与税の申告相談は、2月1日(木)から受付します。

※2 土曜日、日曜日、祝日は除きます。ただし、2月25日(日)は実施します。

※3 会場に無料駐車場及び駐輪場はありません。公共交通機関をご利用ください。

▶受付時間 午前9時～午後4時

▶注意事項

① 確定申告会場の入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した**入場整理券が必要**です。

国税庁LINE公式アカウントは  
こちらから ⇒



② **スマホをお持ちの方は**、申告会場において、**ご自身のスマホを利用して申告書を作成していただきます。**

③ マイナンバーカードを利用して申告する場合は、2種類のパスワード(数字4桁のもの及び英数字6～16桁のもの)がわかるようにしてお越しください。

④ 2月16日(金)から3月15日(金)までは、水戸税務署庁舎では申告相談を行っておりません。

確定申告及び会場に関する問合せ先  
水戸税務署 ☎ 029-231-4211

